

福島県環境創造センター売店運営業務公募要領

1 趣旨

福島県環境創造センターは、福島県の環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための総合的な拠点として、平成28年7月に開所しました。

環境創造センターでは、福島県職員等（以下「県職員等」という。）の福利厚生に加え、交流棟来館者の利便性の向上を目的として、ニーズに適応した物品等の販売を行う売店の運営事業者（以下「運営事業者」という。）を企画公募により募集します。

次のとおり書類審査型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

2 環境創造センター概要

(1) 所在地

福島県田村郡三春町深作10-2

(2) 施設構成

ア 本館

主に県職員等が勤務し、環境放射能に係る調査研究等を行う施設です。

イ 研究棟

招致機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人国立環境研究所）が入居し、県と連携・協力の上、環境放射能に係る調査研究等を行う施設です。

ウ 交流棟（コミュタン福島）

展示室等を活用した放射線等に関する学習活動の実施・支援を行う施設です。

(3) 職員等数

環境創造センター勤務職員 200人程度

3 売店運営に関する条件

(1) 設置場所

売店は交流棟内に設置します。詳細は別紙「福島県環境創造センター売店設置図」のとおりです。

(2) 専有面積

16 m²（限度面積であり、提案により面積変更は可能です。）

(3) 営業時間及び営業日

営業時間については、企画公募の参加者（以下「参加者」という。）の企画提案に含めるものとしますが、詳細については運営事業者と環境創造センターが協議の上決定します。

(4) 運営期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。

(5) 運営条件

ア 売店運営に係る行政財産使用料は、全額免除する。ただし、公募要領の趣旨から外れた場合は徴収することがある。

イ 管理経費（貸付財産に付帯する電気、水道等の使用料）を負担すること。

ウ 電気、水道等を使用する場合には、使用量を把握するための計量器（子メーター等）を設置すること。

- エ 販売した飲食物、商品等から発生する廃棄物の回収に必要なごみ箱を設置すること。
- オ 売店の維持のため通常必要とする経費の他、清掃、消毒等の衛生管理、廃棄物処理に係る経費等、売店運営に係るすべての経費は運営事業者の負担とすること。
- カ 商品の搬入・搬出について環境創造センターと協議を行うこと。
- キ 退去する場合は環境創造センターと協議の上、原状回復すること。

(6) 工事等の費用負担等

- ア 売店運営のために行う給排水設備、電気設備の設置工事等、維持管理に要する費用については、運営事業者の負担とする。
- イ 工事着工前に環境創造センターと施工の協議を行い、承諾を得ること。併せて、消防署等への各種届出書類等を作成し協議を完了すること。

4 参加者の要件

参加者については、次の(1)から(3)を全て満たすことを要件とします。

- (1) 福島県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては福島県内で事業を営んでいること。
- (2) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すること。
 - イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること。
 - ウ 法人税及び福島県税を滞納していること。
 - エ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること。
 - オ 法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当すること。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。）
 - (イ) 役員等に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - (ウ) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - (エ) 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与していること。
 - (キ) 法人等が暴力団員を雇用していること
 - (ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - カ 役員等のうち、禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと。

5 企画提案書

次の(1)から(4)の事項に関する企画提案書を片面印刷4枚以内で作成してください。

※企画提案書は別紙の「企画提案書様式」を参考に作成してください。

(1) 売店概要

ア 出店コンセプト

環境創造センターの売店として、施設利用者の利便性とニーズに対応した商品構成及びサービス内容を考えるとともに、混雑緩和や施設利用者に対するサービスなど出店コンセプト全般について記載してください。

イ 出店計画図面（平面図）

商品陳列棚、電気設備、給排水設備の配置計画を平面図により示してください。

ウ 営業時間

営業時間は原則として、交流棟の営業時間内としますが、売店の営業時間についての計画を記載してください。

エ 開店までの全体スケジュール

店舗工事、従業員への研修、関係法令上の届出など開店までに環境創造センター又は運営事業者において必要な準備作業について時系列的にすべて記載してください。

(2) 店舗工事

工事内容、工事期間など工事関連事項について記載してください。

(3) 安定的な売店運営

ア 営業形態

直営方式かフランチャイズ方式かを明示することとし、フランチャイズ方式の場合にはオーナー候補者及びその選定方法について記載してください。

イ スタッフの配置・勤務体制、責任体制

スタッフの採用条件及びスタッフに対する業務遂行上の重要指導事項、勤務体制、責任者への連絡体制、利用者からの苦情に対する処理方法などについて記載してください。

ウ 商品の管理方法

スタッフ不在時の防犯対策及び廃棄物の取り扱いを含めた衛生管理などの商品の管理方法について記載してください。

(4) その他

その他、アピール事項等について記載してください。

6 関係書類の入手方法

本要項及び各様式については、環境創造センターホームページ（※）からダウンロードして入手してください。

なお、環境創造センターの窓口、郵送等での配付は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

7 応募申込書の提出

本企画公募に応募する意思のある者は、「福島県環境創造センター売店運営業務公募に係る応募申込書」（様式第3号以下「応募申込書」という。）及び企画提案書と、(2)の書類を添付して提出してください。

(1) 提出期間

令和4年1月25日（火）8時30分から令和4年2月15日（火）17時15分まで（必着）

(2) 添付書類

ア 法人等概要書（様式第4号）

イ 参加者関係書類

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の参加者の財務の状況を明らかにすることができる書類

(ウ) 法人税納税証明書及び福島県税納税証明書

(3) 提出部数

・企画提案書 5部（正本1部、副本4部）

・応募申込書、(2)アとイの添付書類 1部（正本1部）

(4) 提出方法等

A4サイズを基本（A3折込可）としてください。

郵送又は持参により「14問合せ先等」に提出してください。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までとします。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、参加者又はその役員が刑法に定める容疑により起訴又は逮捕された場合

カ 本要項に違反すると認められる場合

キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

1者が複数の企画提案書等の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

企画公募に要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、運営事業者の選考以外の目的で、提出者に無断で使用しません。

オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 現場見学会の開催

本企画公募に関する現場見学会（以下「現場見学会」という。）を開催しますので、参加を希望する場合は、現場見学会参加申込書（様式第1号）を令和4年2月7日（月）15時までに提出のうえ出席して下さい。

(1) 開催日時

令和4年2月9日（水）13時から

(2) 開催場所

福島県田村郡三春町深作 10-2
福島県環境創造センター交流棟

(3) 提出方法

電子メール、FAX、郵便または持参により提出をして下さい。

10 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年1月25日（火）から令和4年2月10日（木）17時15分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第2号）により、「14 問合せ先等」に電子メール又はFAXで提出してください。

また、質問書の件名は「福島県環境創造センター売店運営業務公募に関する質問」とし、電子メール又はFAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、環境創造センターのウェブページに随時公表します。（個別の回答は行いません。）

11 参加資格審査結果通知

応募申込書を提出し、参加資格の確認がなされた者には、企画公募審査会の開催について通知します。

通知予定日 令和4年2月16日（水）以降

12 企画公募の審査に関する事項

(1) 選定方式

書類審査型プロポーザル

(2) 審査方法

書面審査とする。

審査会による書類選考により、企画提案書の内容を総合的に評価し、採点します。その結果の総合評価点が最も高かった1者を運営事業候補者に選定します。

(3) 採点基準及び評価方法

【採点基準】

審査項目	評価の視点	配点
------	-------	----

出店コンセプト ・サービス	1 出店コンセプトが公募要領で示した「公募の目的」の趣旨に沿っているか。	10点
	2 施設利用者の利便性とニーズに対応した商品及びサービスとなっているか。	15点
運営体制	1 売店運営業務開始までの十分な業務処理及び調整（店舗工事等）が可能な体制となっているか。	10点
	2 安定した運営体制が見込めるか。	15点
	3 業務スケジュールやスタッフの配置は適切であるか。	10点
	4 商品の管理（防犯対策、廃棄物の取り扱いを含む衛生管理等）は適切か。	10点
その他	1 売店運営に関して、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項について提案があるか。	10点
合計		80点

【評価方法】

- ・ 審査項目毎に評価点を付す。
- ・ 評価基準は以下のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【評価点の算出】

- ・ 審査委員の合計点数（審査項目毎の点数（配点×傾斜）の合計）

(4) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（※）に公開します。

なお、ホームページには参加者全員の総合得点を掲載します。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

イ 審査の結果（選定の有無）は、企画公募審査会の参加者全員に通知します。

ウ 運営事業候補者として選定されなかった者は、アの通知が到達した日から起算して10日以内に、選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができます。

また、その回答は書面が到達した日から起算して10日以内に書面にて行います。

なお、回答の内容は「請求者及び運営事業候補者のにおける各審査項目の得点及び総合得点」とします。

13 主なスケジュール

公告	令和4年1月25日（火）
応募申込書 及び企画提案書提出期間	令和4年1月25日（火）～令和4年2月15日（火）

現場見学会参加申込書提出	令和4年2月7日（月）15時まで
現場見学会開催	令和4年2月9日（水）13時から
質問受付期間	令和4年1月25日（火）～令和4年2月10日（木）
参加資格審査結果通知	令和4年2月16日（水）以降
審査会実施	令和4年2月25日（金）（予定）
審査結果通知・公表	令和4年2月28日（月）

14 問合せ先等

本企画公募に係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2
 福島県環境創造センター 総務企画部 企画課
 電話：0247-61-6128、F A X：0247-61-6119
 E-mail：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp